

平成 25 年 1 月 31 日関係省庁連絡会議において、「奄美・琉球」を世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定

平成 25 年 1 月 31 日 ユネスコ世界遺産センターへ暫定一覧表(暫定リスト)記載のための必要書類提出

平成 25 年 2 月 ユネスコ世界遺産センターから「世界遺産たりうる具体的な地域とその位置に関わる詳細な情報」についての照会

科学委員会設置(平成 25 年度は 5 月、8 月、12 月に開催)

価値の考え方に関する検討( )

推薦候補区域に関する検討(島レベルで抽出)( )

【事務局:環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県】

平成 26 年 1 月 ユネスコ世界遺産センターからの照会へ回答

平成 26 年 9 月

【国内作業】

- ・推薦書及び管理計画の検討及び作成
- ・地元関係者・関係省庁との合意形成
- ・保護担保措置の確立等

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書暫定版提出【推薦書提出の前年 9 月まで】

【推薦書提出】

ユネスコ世界遺産センターへの推薦書提出【毎年 2 月 1 日まで】

【現地調査】

世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による現地調査及び評価【推薦書提出年夏頃】

【審査・登録】

世界遺産委員会における審議(記載の可否決定)【毎年 6、7 月頃】

国内作業における検討体制については、【資料 1 - 1 - 2】参照

